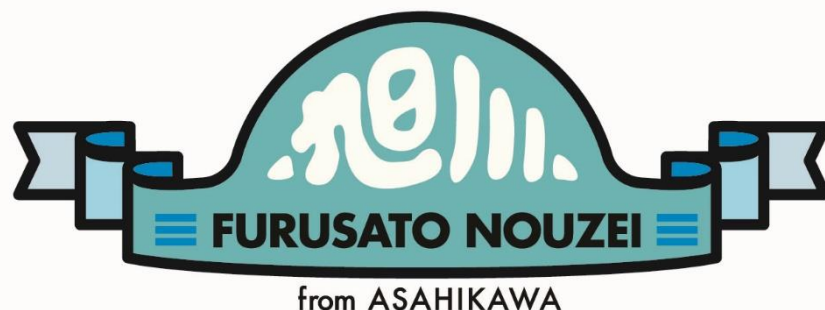


あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税） 返礼品提案の手引 （令和5年5月）



旭川市税務部税制課

目次

1 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度	1
返礼品とは	1
寄附金の使い道について	2
寄附実績	3
ポータルサイト	4

2 応募者の要件について

応募者の要件	5
--------	---

3 返礼品の要件について

返礼品の要件	9
Q&A	13

4 返礼品の提案方法について

提案時期	14
提案数	14
提案方法	15
提出書類	16
提出先	17
Q&A	18
返礼品の提案価格と寄附金額	19
Q&A	20
失格事項	21
寄附区分ごとの受注実績	22
月別の受注実績	23

5 返礼品の選定方法について

選定の流れ	24
選考スケジュール	25
1 次選考について	26
2 次選考について	28
試食等の実施について	30
選考結果について	30

6 返礼品採用後の対応について

契約手続について	31
返礼品画像について	32
在庫設定について	32
返礼品送付の流れ	33
配送料について	37
返礼品の同梱物について	37
返礼品の除外について	38
PRの協力について	39
個人情報の保護について	39
Q&A	40

1 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度

生まれ育った故郷など、自治体に対して寄附を行うことで、所得税や個人住民税から税額の一部が控除される制度をいいます。



返礼品とは

寄附に対する謝礼として、地場産品などを返礼品として送付しています。
旭川市は返礼品を活用して、寄附者に旭川市の魅力を伝えるとともに、地場産業の振興につなげていきたいと考えています。

1 ふるさと納税制度について

寄附金の使い道について

寄附金については、寄附者が選択する使い道を通して旭川市のまちづくりに活用しています。

※寄附金の一部はふるさと納税に係る必要経費に充てています。

● 寄附金の使い道（抜粋）

～あさひやま“もっと夢”基金～

新たな動物展示施設の建設や改修，動物の購入等に活用

～育英事業基金～

奨学金制度及び入学支度金制度の貸付金や，
給付型奨学金の給付金などに活用

～長寿社会生きがい基金～

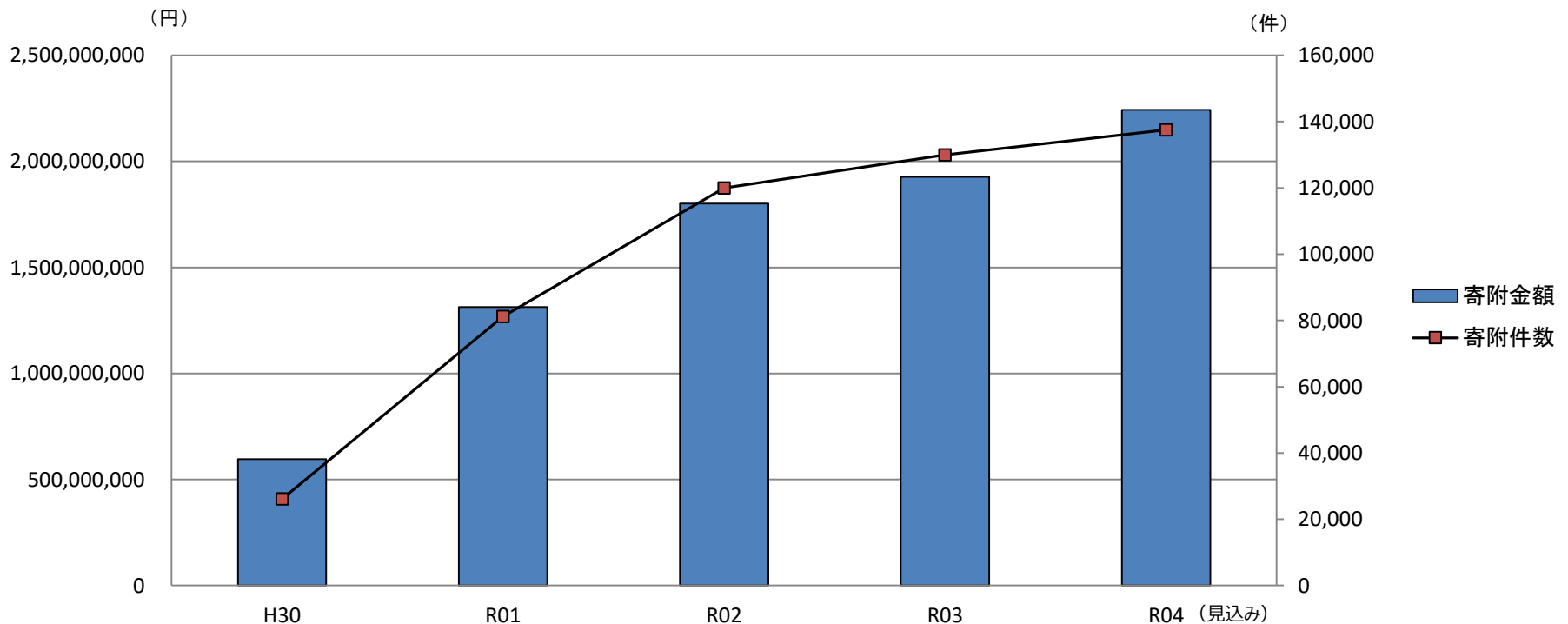
高齢者の社会参加や生きがいづくり，生活援助等の
事業を実施する団体への補助金として活用



1 ふるさと納税制度について

寄附実績

旭川市の寄附実績は年々増加しており，ふるさと納税PRイベントへの参加や寄附受付ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）の拡充，公募による魅力ある返礼品の拡充などの様々な取組を行ったことで寄附実績が大きく伸びました。



1 ふるさと納税制度について

ポータルサイト

旭川市は、令和5年5月現在4つのポータルサイトを利用しています。

今後、利用するポータルサイトは順次拡充していく予定です。

（6月：ふるなび、8月：ANAのふるさと納税、10月：JALふるさと納税）



※「さとふる」に掲載した場合、「Yahoo!ショッピング」にも同内容が掲載されます（自動連携）。

※「ふるさとチョイス」に掲載した場合、「au PAYふるさと納税」及び「セゾンのふるさと納税」にも同内容が掲載される予定です（自動連携）。

2 応募者の要件について

応募者の要件

次に示す①から⑧までの要件の全てを満たすことが必要です。

① 応募者の所在地について

ア 本社（本店）、支社（支店）若しくは営業所（以下「本社等」といいます。）を旭川市内に有する法人、団体又は市内で事業活動を行っている個人事業主。

又は

イ 旭川市内で生産されたものを原材料として製造し、又は加工している品物を取り扱っている法人、団体又は個人事業主（アに該当する者を除きます。）。

※ただし、旭川市に来訪を促すような「体験型返礼品」を取り扱う事業者については、この限りではありません。

2 応募者の要件について

応募者の要件

② 市税並びに消費税及び地方消費税の滞納の有無について

本社等が所在する市町村（特別区にあっては都）において課された市町村税（特別区にあっては特別区税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

③ 業務体制について

返礼品の受注環境及び業務管理体制が整備されていること。

④ ポータルサイトへの掲載について

旭川市が利用しているいずれかのポータルサイトに返礼品を掲載することができること。

2 応募者の要件について

応募者の要件

⑤ ポータルサイト掲載への手続について

- ア サンプル用商品を自己負担により送付することができること（体験型返礼品を除く。）。
- イ インターネット接続環境があること（ポータルサイト運営事業者等が提供する管理システムを利用するため。）。

⑥ 旭川市との協力について

- ア 旭川市が実施する事業者アンケート等の調査に協力すること。
- イ 旭川市が実施するあさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のPRに協力すること。

2 応募者の要件について

応募者の要件

⑦ 反社会的勢力に該当しないことについて

平成26年3月31日付けで旭川市，旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察署との間で交わした「暴力団等の排除に関する協定書」第2条第4号の暴力団関係事業者に該当していないこと。

⑧ 各種法令等の遵守について

各種法令等を遵守すること。

3 返礼品の要件について

返礼品の要件

次に示す①から⑦までの要件の全てを満たすことが必要です。

① 地方税法の規定との適合について

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項第3号に掲げる基準に適合するもの。

基準の内容（主なもの）

- ・区域内において生産されたもの
- ・区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
- ・区域内において返礼品等の製造，加工その他の工程のうち主要な部分を行ったもの

※事業者要件及び次頁以降の要件を満たせば上記基準は満たされます。

3 返礼品の要件について

返礼品の要件

② 商品の生産等を行う場所，サービス提供場所について

次のいずれかに該当するもの。

- ・旭川市内で生産，製造若しくは加工その他工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
- ・旭川市内でサービスを受けることができるもの
- ・使用した原材料の主要な部分が旭川市内で生産されたもの

※ただし，他自治体を強くイメージさせるものについては要件を満たさない。

（例）他自治体名が商品名に含まれていることにより，旭川市がイメージできないもの。

3 返礼品の要件について

返礼品の要件

③ 旭川市の魅力をPRする要素について

旭川市の地名，文化，歴史，風土，特産など，旭川市の魅力発信に寄与するもの。

④ 商品の供給体制について

年間を通じて安定的な供給が可能なもの（限定品，季節限定品又は受注生産品は除く。）。

⑤ 賞味期限及び配送基準について

食品については，出荷後5日以上の賞味期限が保証され，かつ，配送業者が定める配送基準を満たすもの。

3 返礼品の要件について

返礼品の要件

⑥ 詰め合わせ品（セット品）について

個々の返礼品が①から⑤までの要件を満たしており、かつ、配送回数が1回であること。

⑦ 定期便について

個々の返礼品が①から⑤までの要件を全て満たしており、かつ、配送回数が提案された返礼品の価格に応じて定められた寄附金額を1万円で除して得た回数以下であるもの。

（例1）返礼品の価格が5,400円の場合

寄附金額 1万9千円 ÷ 1万円 = 1.9回

（2回未満のため定期便の要件を満たしません。）

（例2）返礼品の価格が1万8千円の場合

寄附金額 6万円 ÷ 1万円 = 6回

（2回から6回までの配送回数で提案することができます。）



3 返礼品の要件について

Q&A



市内に事業所を有する法人です。
原材料の生産地及び商品の加工所は市外にあるのですが、この
場合は公募に応募できるのでしょうか？

公募要領では、
①旭川市内で生産，製造若しくは加工その他工程のうち主要な
部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
②市内でサービスを受けることができるもの
③使用した原材料の主要な部分が旭川市内で生産されたもの
と定めておりますので，残念ながら資格要件を満たしていません。



4 返礼品の提案方法について

提案時期

年度内に4回の提案時期を設けています。次の期限までにご提案ください。

第1回提案〆切 令和5年6月2日（金）

第2回提案〆切 令和5年8月4日（金）

第3回提案〆切 令和5年10月6日（金）

第4回提案〆切 令和6年2月2日（金）

提案数

1事業者が1回の公募につき提案できる数は、20品を上限とします。

ただし、**食品及び体験型返礼品を除き**、同一商品であっても内容量（個数など）又は価格が異なるものは1品のみの提案となります（同一価格、同一規格であり材質又は色違いのものについては、1品と算定します。）。

4 返礼品の提案方法について

提案方法

電子メール又は**書面**により企画提案書を提出することができます。

ただし、**提案書以外の書類については、別途持参又は郵送していただく必要があります**のでご注意ください。

なお、各種書類の提出に当たっては、次の点にご留意ください。

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ・ 提出に係る費用は、提案事業者のご負担となります。
- ・ 提出された書類（電子メールによるものを含む。）の著作権は、当該書類の作成者に帰属します。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 旭川市は、事務処理のために必要があるときは、提出された書類を複製することができるものとします。
- ・ 旭川市は、提案書及び提案書の添付資料について旭川市保健所と共有し、食品表示等の内容について確認することができるものとします。
- ・ 旭川市は、提出された書類について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。
- ・ 書類の不備がある場合は受理できませんので、提出前に十分に内容をご確認ください。

4 返礼品の提案方法について

提出書類

提出書類	留意点
提案書 （様式 1 - 1 又は様式 1 - 2）	（書面又は電子メールによる提出が可能） 提案する商品ごとに、提案書の提出が必要です。 【包装容器に入っている加工食品の場合は、以下の添付が必要です。】 ①一括表示ラベル ②栄養成分表示 ③包装全体の写真（全面が確認できること） ※提案書及び添付資料は旭川市保健所と共有し、食品表示等の内容を確認する場合があります。 ※小規模の事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（概ね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者。）については、②の添付省略が可能です。
返礼品提案に当たっての誓約書兼同意書 （様式 2）	（書面による提出が必要） 印鑑は、代表者印を押印してください。 同一年度で複数回の提案を行う場合、初回の提案時のみ提出が必要です。
<地方税> 納税証明書（原本） （市内に本店又は営業所がない事業者のみ対象）	（書面による提出が必要） 応募者が所在する市町村（特別区にあっては都）が発行する市町村税（特別区にあっては特別区税）の納税証明書（市町村税の滞納のないことを証するものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの） 同一年度で複数回の提案を行う場合は、都度提出が必要です。
<国税> 納税証明書（原本） （全ての事業者が対象）	（書面による提出が必要） 消費税及び地方消費税の未納（もしくは滞納）がないことの証明（法人にあっては税務署様式その3の3、個人事業主にあっては税務署様式その3の2。発行後3か月を超えないもの） 同一年度で複数回の提案を行う場合は、初回の提案時のみ提出が必要です。

4 返礼品の提案方法について

提出先

〒070-8525

旭川市税務部税制課税制係

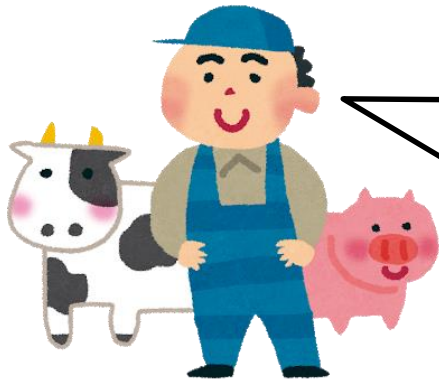
あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）

返礼品公募担当 行

E-mail asahikawa_ouenkifu@city.asahikawa.lg.jp

4 返礼品の提案方法について

Q&A



提案書以外の書類についても、画像（スキャンしたPDFデータ等）を電子メールに添付することで提出できますか。

代表者印の押印が必要なもの、公印の押印があるものについては、書面により提出いただく必要があるため、電子メールによる提出はできません。
持参又は郵送での提出をお願いします。



4 返礼品の提案方法について

返礼品の提案価格と寄附金額

返礼品の提案価格	寄附金額
30,000円以下	返礼品の提案価格を0.3で除して 得た額(1,000円未満を切上げ)。 ※寄附金額の下限は10,000円
30,000円超 3,000,000円以下 ※返礼品の価格は3,000,000円(税込)が上限	返礼品の提案価格を0.3で除して 得た額(50,000円ごとに切上げ)。 ※寄附金額の上限は10,000,000円

4 返礼品の提案方法について

Q&A



期間限定品を提案しようと考えています。
ふるさと納税の返礼品として掲載した場合、どれくらいの受注が見込まれるかが分かりません。生産量を超えないようにするためにはどのような方法があるのでしょうか。

例えば、8月から10月までを受付期間とし、この期間に受注したものを11月以降に発送するという方法が可能です。
また、農作物などは、天候や生育状況により当初予定していた時期に発送できない場合が想定されますので、受注上限数を定めたり、あらかじめポータルサイトに掲載する際に注意書きを記載するなどの対応が必要となります。



4 返礼品の提案方法について

失格事項

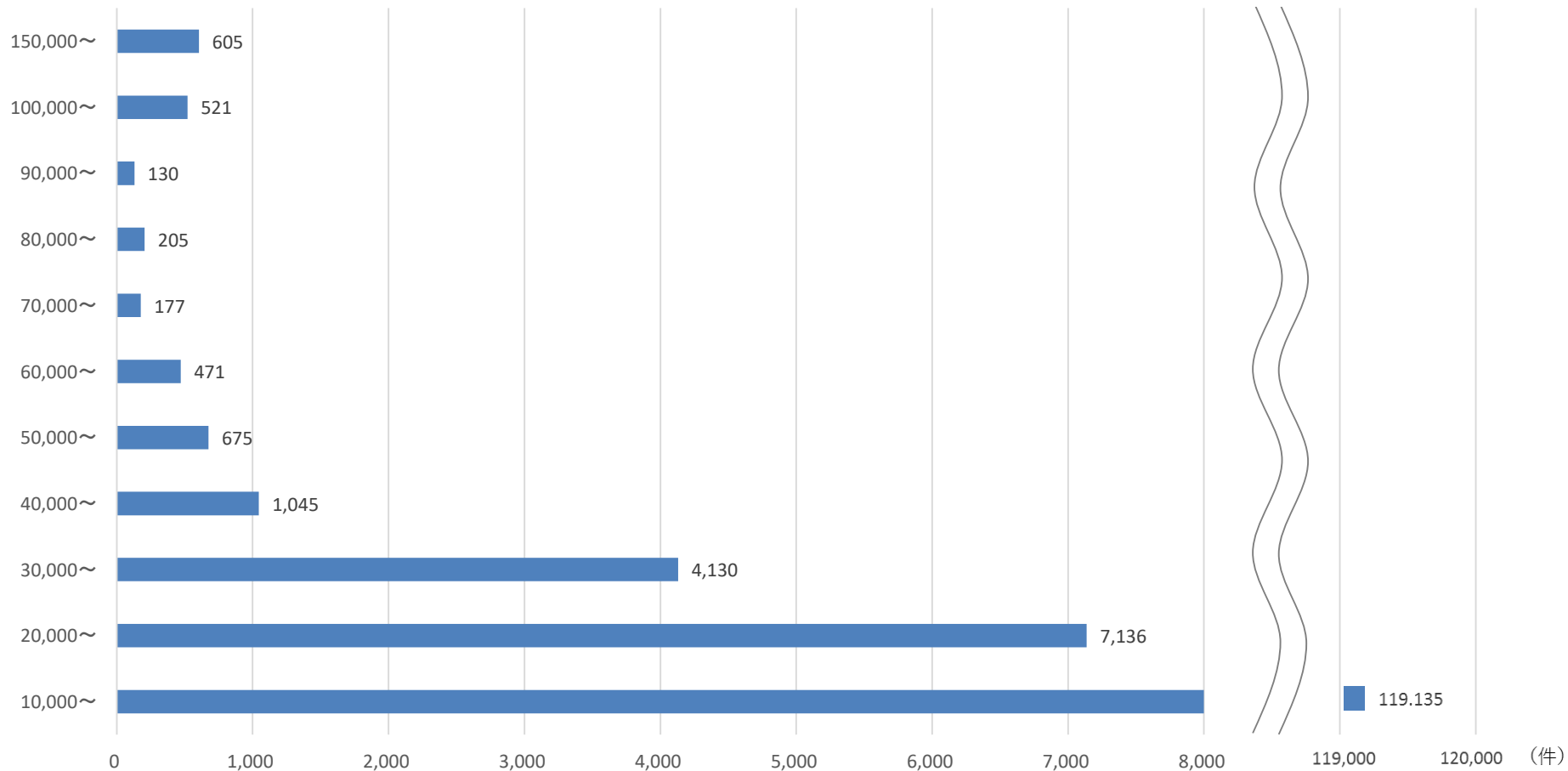
次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ・応募者の要件又は返礼品の要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・各提出書類の提出期限，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

失格となった場合には、その旨を書面で通知します。

4 返礼品の提案方法について

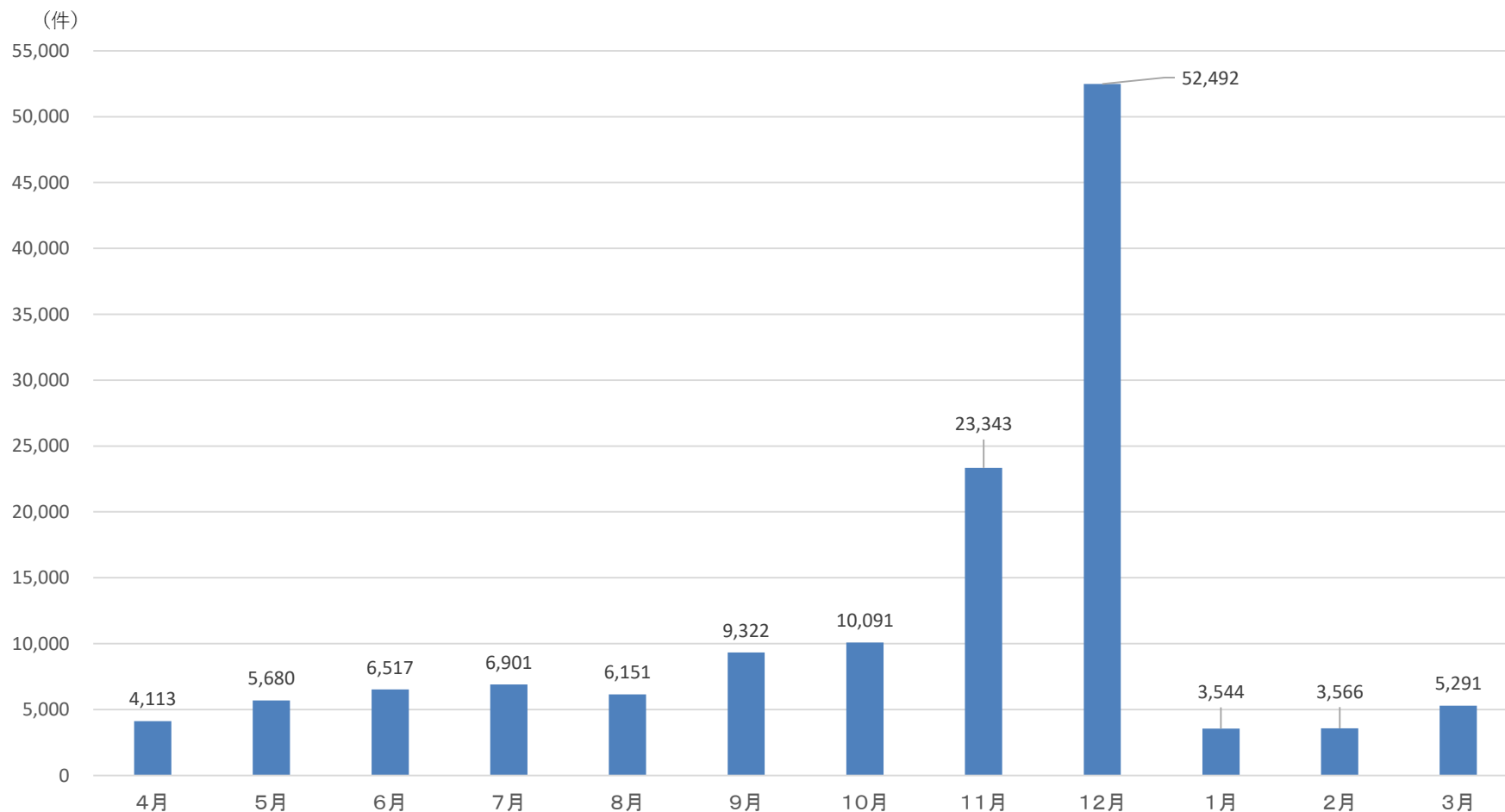
寄附区分ごとの受注実績



* ポータルサイト経由の寄附実績 (R4年度)

4 返礼品の提案方法について

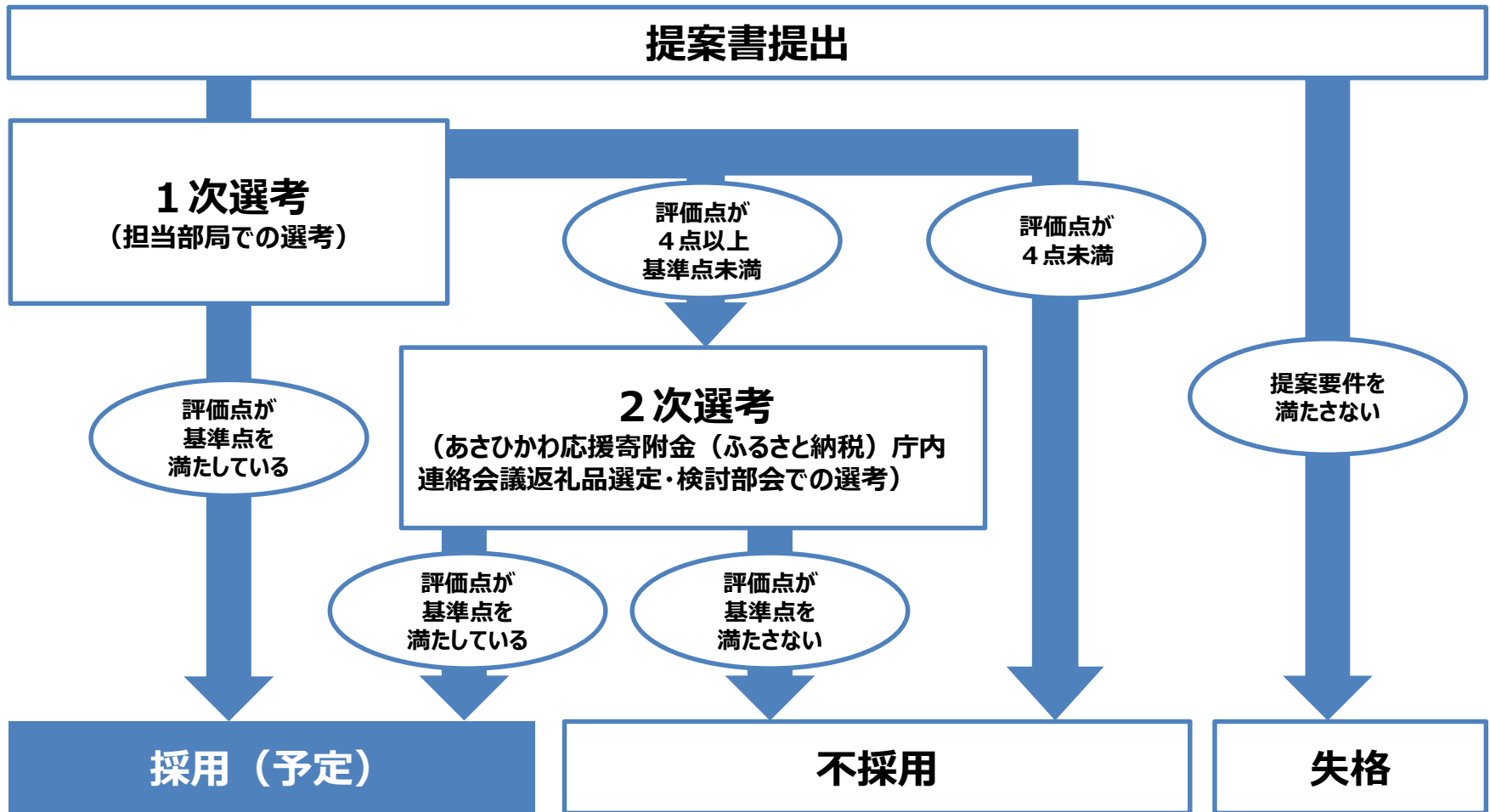
月別の受注実績



* ポータルサイト経由の寄附実績 (R4年度)

5 返礼品の選定方法について

選定の流れ



5 返礼品の選定方法について

選考スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提案可能期間			6/2 第1回目 提案期限		8/4 第2回目 提案期限		10/6 第3回目 提案期限				2/2 第4回目 提案期限	
選定時期				7月上旬頃 第1回目 選考		9月上旬頃 第2回目 選考		11月上旬頃 第3回目 選考				3月上旬頃 第4回目 選考
掲載時期（予定）					第1回目 選定分		第2回目 選定分		第3回目 選定分			第4回目 選定分

提案期限を過ぎて提出されたものについては、次回の提案分として取り扱うものとします。
令和6年2月3日以降については、次年度の第1回目公募開始日まで受け付けておりません。

5 返礼品の選定方法について

1 次選考について

【評価の視点】

旭川市の魅力をPRできる要素があるかを次の視点で総合的に評価します。

評価の視点		配点
旭川市の魅力を伝える要素	旭川市への来訪を促すものであるか	20
	市内で生産，製造又は加工されたものであって，かつ，旭川市の産業をPRできるものであるか	
	市内で栽培，飼育若しくは採取されたものか又は市内で生産されたもの若しくは製造されたものを原材料としているか	
	過去に受賞，認証又は認定歴（公的機関又は民間企業若しくは団体によるものであるかは問わない。）があり，当該商品の安全，人気，魅力等が評価されているものであるか	
	旭川市を印象付け，又は想起させる商品名又は外観であるか	
	その他旭川市の魅力を伝える要素があるか	

5 返礼品の選定方法について

1 次選考について

【評価の方法】

税務部税制課で選考します。

【基準点】

基準点は、14点とします。

基準点を満たす場合は、1次選考のみで終了となり、返礼品採用手続へ移行します。

評価点が4点以上14点未満の場合は、1次選考での評価点を持ち越し、2次選考へ移行します。

評価点が4点未満の場合は、不採用となります。

5 返礼品の選定方法について

2 次選考について

【評価の視点】

寄附者にとって魅力的であると感じられる要素のある商品であるかという視点から総合的に評価します。

【配点】

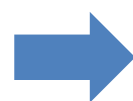
10点とします。

【評価の方法】

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）庁内連絡会議返礼品選定・検討部会で選考します。

評価は、4名の審査員（それぞれ持ち点を5点。）で評価します。

4名の審査員のうち、最高点と最低点を付けた審査員の評価点を除外し、残り2名の審査員の評価点の合計点が2次選考での評価点となります。



1次選考での評価点と2次選考での評価点の合計点が基準点を上回る場合（14点以上）に採用手続へ移行します。

5 返礼品の選定方法について

2次選考について

【採点の例】

	1次選考	2次選考	合計点	
提案事業者A	10点	7点	17点	⇒ <u>採用</u>
提案事業者B	8点	5点	13点	⇒ 不採用
提案事業者C	18点			⇒ <u>採用</u>

5 返礼品の選定方法について

試食等の実施について

選考に当たり、必要と認めた場合は、提案された商品の試食、目視等を行う場合があります。試食等が必要である場合は、個別に実施日、実施場所等を通知します。なお、試食等のために必要となるサンプル商品の提供については、事業者負担とすることとなりますので、あらかじめご了承ください。

選考結果について

1 次選考及び 2 次選考の結果については、書面で通知します。

6 返礼品採用後の対応について

契約手続について

採用予定の返礼品となった場合は、次のとおりポータルサイト運営事業者又は中間事業者と契約を締結していただくことで、正式に採用となります。

- ・さとふるに掲載をご希望の場合
(株)さとふると契約締結
- ・さとふる以外に掲載をご希望の場合
(株)JTB（さとふる以外のサイト管理・ふるぽの運営を旭川市から委託している中間事業者）と契約締結

なお、偽りその他不正な手段により、返礼品提案を行ったことが判明した場合又は返礼品採用後において不誠実な行為を行った場合は、採用を取り消すものとします。

※ 6月開設予定の「ふるなび」、8月開設予定の「ANAのふるさと納税」及び10月開設予定の「JALふるさと納税」も(株)JTBとの契約で掲載可能です。

6 返礼品採用後の対応について

返礼品画像について

採用となった返礼品を取り扱う事業者は、旭川市又は返礼品調達事業者の求めに応じ、あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のPR及びポータルサイト掲載のために必要となる返礼品画像を提供するものとします。

在庫設定について

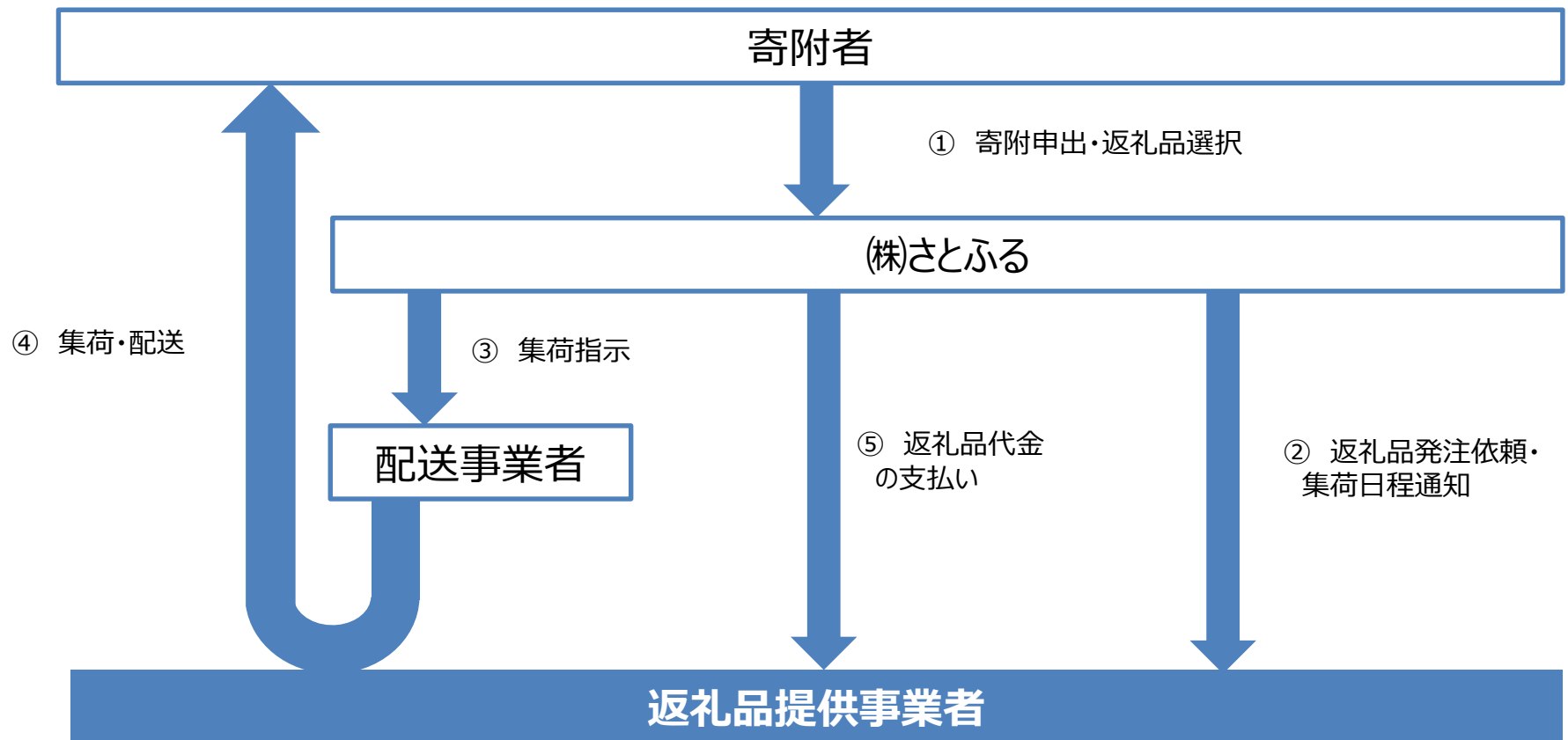
採用となった返礼品については、ポータルサイトへの在庫設定が必要となります（さとふる以外については(株)JTBが一括して在庫設定を行います。）。

各事業者様の出荷可能上限数や受注状況などから、無理のない在庫設定をお願いします（寄附の申込から返礼品の発送までの期間が6か月以上要することが見込まれる状況となった場合（季節限定品及び定期便を除く。）は、協議の上、受付を停止する場合があります。）。

6 返礼品採用後の対応について

返礼品送付の流れ（さとふるから寄附の申出があった場合）

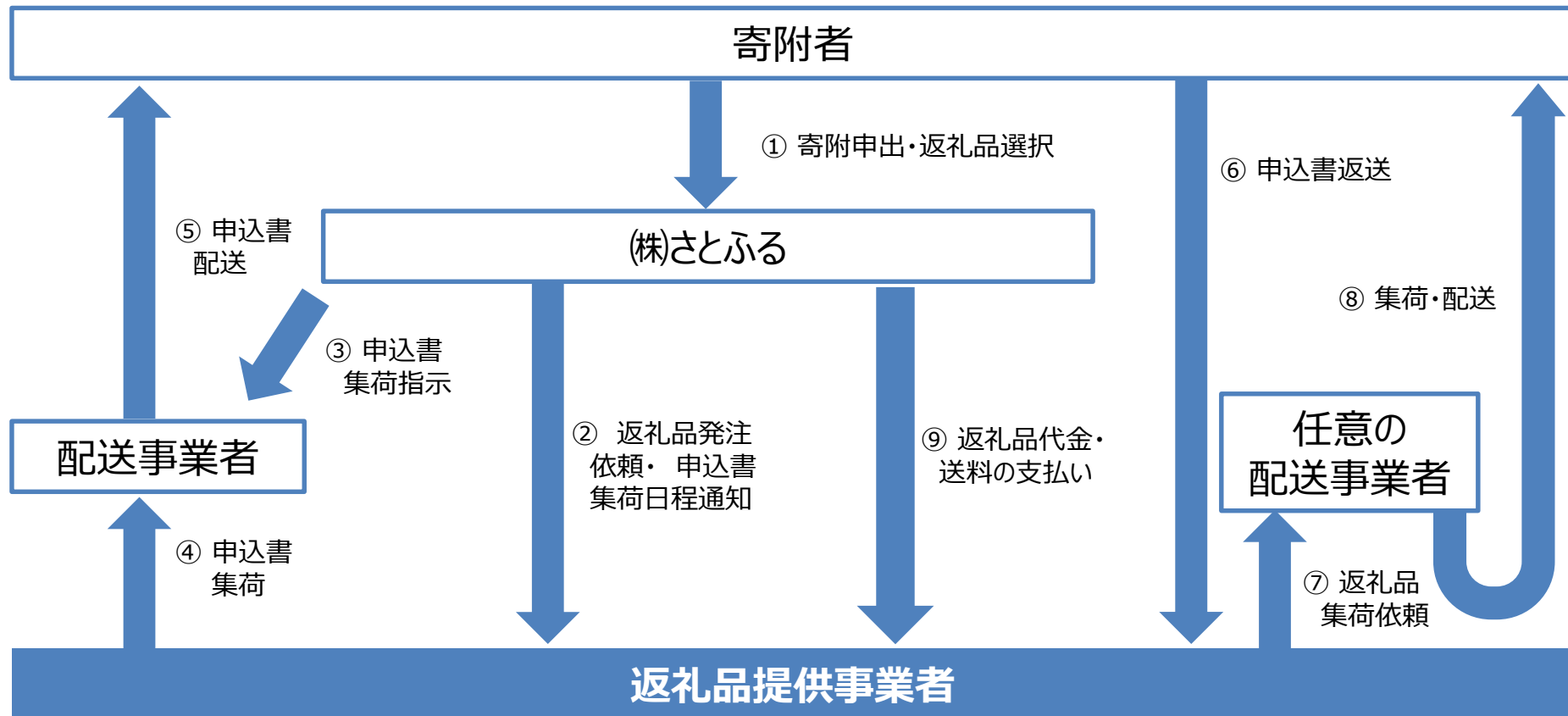
【配送基準を満たす返礼品】



6 返礼品採用後の対応について

返礼品送付の流れ（さとふるから寄附の申出があった場合）

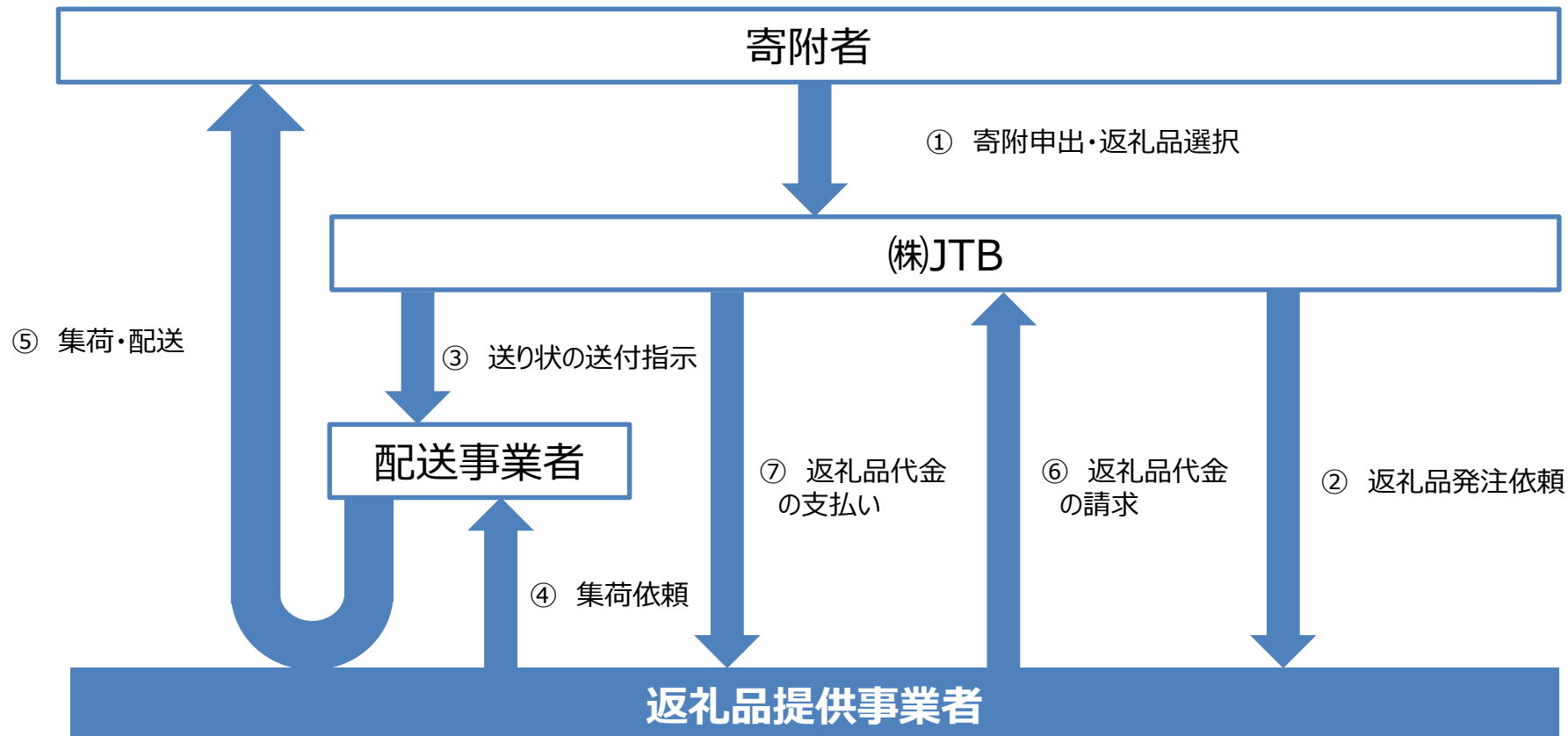
【配送基準を満たさない食品以外の返礼品】



6 返礼品採用後の対応について

返礼品送付の流れ（さとふる以外から寄附の申出があった場合）

【配送基準を満たす返礼品】

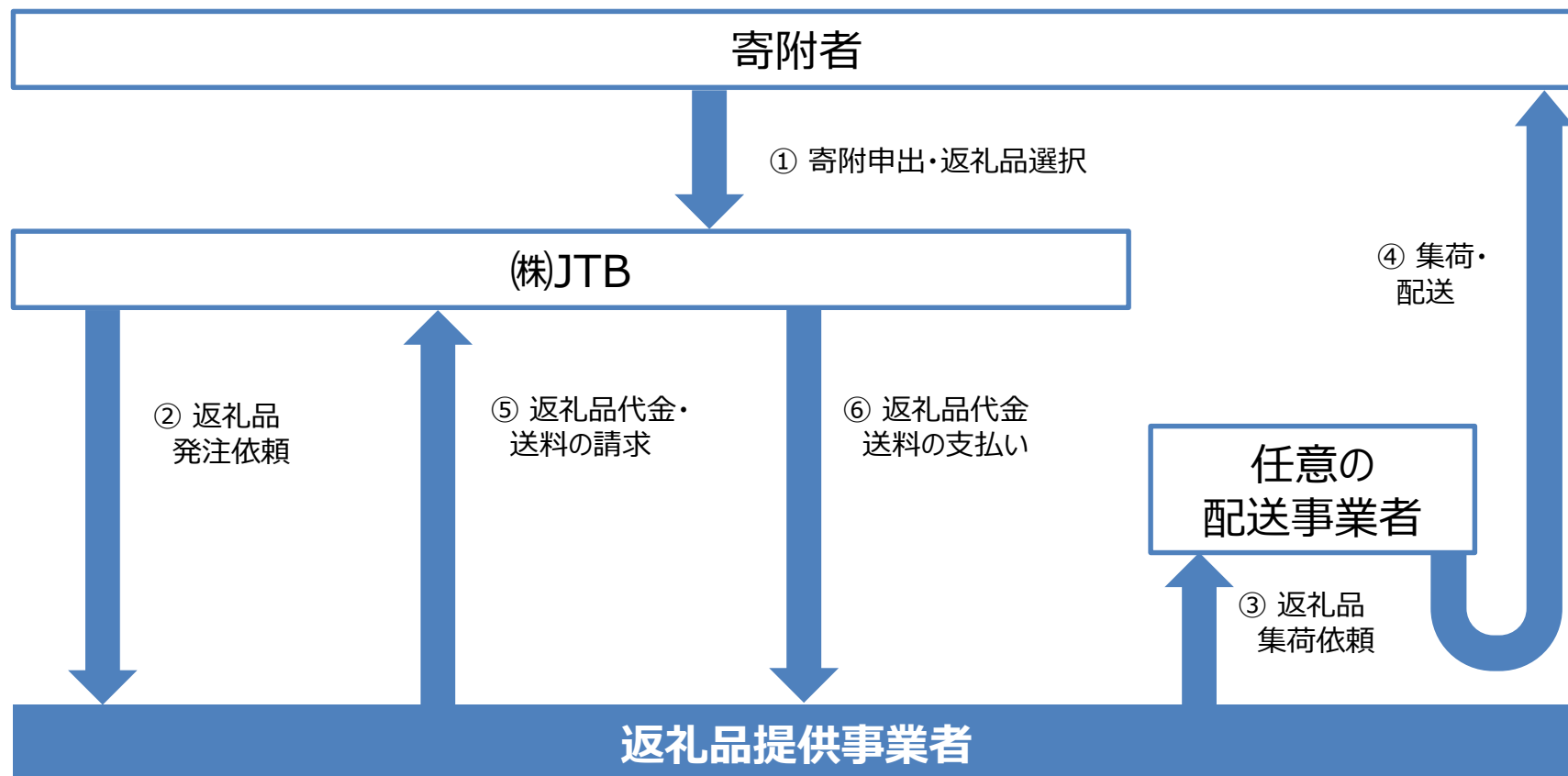


※「④ 集荷依頼」について、配送事業者による送り状お届け時に返礼品発送ができない場合に、集荷依頼が必要となります。

6 返礼品採用後の対応について

返礼品送付の流れ（さとふる以外から寄附の申出があった場合）

【配送基準を満たさない食品以外の返礼品】



6 返礼品採用後の対応について

配送料について

実費相当分を旭川市が負担します。



返礼品の同梱物について

返礼品発送時には、旭川市が用意するふるさと納税冊子を同梱していただきます。
また、商品のPRパンフレットやチラシなどを同梱することも可能ですが、必ず事前に旭川市に1部提出してください。

6 返礼品採用後の対応について

返礼品の除外について

- ポータルサイトの掲載基準及びその他の改定によりポータルサイトに掲載ができなくなった場合は、その時点で除外とします。
- 採用後に産地，製造地，加工地又は原材料等の変更により，地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合は除外とします。
- 採用された返礼品について，採用された日から1年間ポータルサイトへの掲載が行われなかった場合は，除外とします。
ただし，特別な理由があり旭川市が認めた場合はこの限りではありません。

6 返礼品採用後の対応について

PRの協力について

返礼品に採用された場合には、あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）FacebookやInstagramを通じた商品の魅力や旭川市の魅力発信のほか、ポスターの掲示、各事業者様が運営しているホームページやSNSでの紹介、参加される物産展等でのパンフレット配布などによるPRを想定しています。

個人情報の保護について

返礼品提供事業者として知り得た寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の用に供することなく、適正な管理をお願いします。
返礼品提供事業者に該当しなくなった後も同様です。

6 返礼品採用後の対応について

Q&A



どの地域からの寄附が多いのでしょうか。
また、自社の商品に対する寄附者の評価を知ることができますか。

寄附の傾向としては、関東圏からの寄附が最も多くなっています。
さとふる、ふるさとチョイス及び楽天ふるさと納税については、商品ごとにレビュー欄が設置されており、商品に対する評価をご覧いただくことができます。

